
7086. 本船・ふ中扱い承認申請照会

業務コード	業務名
I H F	本船・ふ中扱い承認申請照会

1. 業務概要

本船・ふ中扱い承認申請番号単位に本船・ふ中扱い承認申請に係る情報を照会する。

2. 入力者

税関、通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②通関業者の場合は、本船・ふ中扱い承認申請を行った利用者と同一であること。または、当該利用者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

なし。

(3) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック

入力された本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 本船・ふ中扱い承認申請照会情報編集出力処理

本船・ふ中扱い承認申請DBより本船・ふ中扱い承認申請照会情報の編集及び出力を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
本船・ふ中扱い承認申請照会情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 申告可能者による照会権限について

利用者Aが、「申告可能者登録(UKY)」業務で、申告可能な利用者として、利用者Bを登録した場合、利用者Aの申請情報について、利用者Bが照会可能となるが、利用者Bの申請情報については、利用者Aが照会することはできない。

利用者Bが、UKY業務で、申告可能な利用者として、利用者Aを登録した場合、利用者Bの申請情報について、利用者Aが照会可能となる。